

該当になる方は手続きが必要です

児童扶養手当と特別児童扶養手当について

児童扶養手当

- ◇支給対象者 18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護し、かつ児童と生計を同じくするひとり親等で以下の所得制限限度額を超えない方
- ◇支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障がい状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

◇所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
以降1人につき	380,000円加算		

◇手当額

区 分	全部支給 (月額)	一部支給 (月額) ※所得に応じて変動
児童1人目	48,050円	11,340円~48,040円
児童2人目以降の加算額	11,350円	5,680円~11,340円

特別児童扶養手当

- ◇支給対象者 次のいずれかに該当する児童(20歳未満)を監護している方で、以下の所得制限限度額を超えない方
- ・知的、発達または精神に障がいをもつ児童
 - ・身体に障がいのある児童

◇所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人	扶養義務者・配偶者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算

◇手当額

区 分	月 額
1級	58,450円
2級	38,930円



★受給者のみなさま★

毎年実施している現況届と所得状況届について、今年度も実施します。8月に文書でお知らせしますので、期日までにご提出ください。



手続き方法など、詳しくはお問合わせください。

☎ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004 (課直通)